

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文 目次

○	予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）	1
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）	3
○	新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）（抄）	5

改 正 案	現 行
<p>（事務の区分）</p> <p>第三十四条 第四条、第五条及び第六条の二（法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>2 第四条、第五条、第六条の二及び第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。）並びに第十六条（第二十三条において準用する場合及び附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>附 則</p> <p>5 （新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例） 法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合におけるこの政令の規定の適用については、第五条中「場所」とあるのは「場所、使用するワクチン」と、第八条中「A類疾病又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）」と、第十条か</p>	<p>（事務の区分）</p> <p>第三十四条 第四条、第五条及び第六条の二（法第六条第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限る。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>2 第四条、第五条、第六条の二及び第七条（法第六条第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに第十六条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>附 則</p> <p>（新設）</p>

ら第十三条までの見出し、第十四条（見出しを含む。）、第十五条の見出し、第十六条（見出しを含む。）及び第十八条の見出し中「A類疾病に係る定期の予防接種等」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種」とする。

改 正 案		現 行	
<p>（略）</p> <p>新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>一 第三条において準用する法第二十二條第二項から第五項まで並びに第二十三條第二項から第五項まで（同</p>	<p>（略）</p> <p>一 第四条、第五条及び第六條の二（法第六條第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに第七條（法第六條第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第四條、第五條、第六條の二及び第七條（法第六條第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。）並びに第十六條（第二十三條において準用する場合及び附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
<p>（略）</p> <p>新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>一 第三条において準用する法第二十二條第二項から第五項まで並びに第二十三條第二項から第五項まで（同</p>	<p>（略）</p> <p>一 第四条、第五条及び第六條の二（法第六條第一項の規定による予防接種に係る部分に限る。）並びに第七條（法第六條第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第四條、第五條、第六條の二及び第七條（法第六條第一項又は第三項の規定による予防接種に係る部分に限り、これらの規定を附則第五項の規定により適用する場合を含む。）並びに第十六條（第二十三條において準用する場合及び附則第五項の規定により適用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）

条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第七項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

二 第三条において準用する法第二十条第七項の規定により市町村が処理することとされている事務

類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）

条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）及び第七項の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

二 第三条において準用する法第二十条第七項の規定により市町村が処理することとされている事務

○ 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和二年政令第二十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の指定）</p> <p>第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を検疫法（以下「法」という。）第三十四条第一項の感染症の種類として指定する。</p> <p>（法第三十四条第一項の政令で定める期間）</p> <p>第二条 法第三十四条第一項の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の指定）</p> <p>第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条及び第三条（同条の表を除く。）において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）を検疫法（以下「法」という。）第三十四条の感染症の種類として指定する。</p> <p>（法第三十四条の政令で定める期間）</p> <p>第二条 法第三十四条の政令で定める期間は、新型コロナウイルス感染症については、この政令の施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。</p>